

令和6年6月7日

区有施設をクーリングシェルターに指定しました！

区では気候変動適応法に基づき、熱中症による健康被害を防止し、暑さをしのげる場所へ避難することができるよう、一部の区有施設を「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」に指定しました。

クーリングシェルターは、「熱中症特別警戒アラート」の発表期間中のほか、通常時も避暑のための滞在場所として誰でも利用できます。

区では区民の皆さんに、熱中症の警戒等と呼び掛けています。暑い日は、ぜひクーリングシェルターをご利用ください。

1 利用開始日

令和6年6月1日（土曜）から



2 指定施設及び利用可能時間

令和6年6月4日（火曜）時点で、18施設がご利用いただけます。各施設の開放場所や利用可能時間は、別紙をご覧ください。

※今後順次、指定施設を増やしていく予定です。

※施設によって、利用可能時間や期間が異なります。

指定施設はこちらから
もご確認いただけます▶



3 概要

区内のクーリングシェルターでは、開放中サインの掲示や熱中症予防方法を掲載したチラシ等を配布しています。また、一部の施設では、飲料等の無償提供も行っています。



クーリングシェルターの様子
（区役所1階 区民ラウンジ）



クーリングシェルター サイン

